

事例 3：交通誘導員がタイヤローラー(10トン)と電柱の間に挟まれた事故

施工

土木・建設工事

挟まれ・巻き込まれ

配水本管工事の舗装復旧において、しゃがんで舗装のすりつけ位置出しの手伝いをしていた交通誘導員が、転圧のため後退してきたタイヤローラーとNTT柱の間に挟まれ負傷した。

原因

- ・タイヤローラー作業における、後方確認の怠り

結果：負傷

- ・鎖骨骨折、後頭部裂傷、脳内出血

教訓

ローラー作業エリア内で別の作業をさせない。
やむを得ず、輻輳した作業になる場合、建設機械誘導員の配置により、作業員の身を守る。
合図や点呼等、確認行為の励行を指導する。
交通誘導員に作業を手伝わせない（現場の施工体制の徹底）。

行動

- ・交通誘導員が、転圧のため後退してきたタイヤローラーとNTT柱の間に挟まれた。

